

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道局 上下水道総務課

不利益処分の内容	上下水道局庁舎内の行為の中止命令等
根拠法令等及び条項	栃木市上下水道局庁舎管理規程第11条及び第12条
根拠条項	栃木市上下水道局庁舎管理規程第11条及び第12条
参考事項	
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 3年 4月 1日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市上下水道局庁舎管理規程抜粋 (中止命令等)</p> <p>第11条 庁舎管理者又は室管理者は、庁舎において次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その行為の中止を命じ、又は退去を命ずるものとする。ただし、庁舎管理者が庁舎内の秩序の維持、庁舎の正常な管理又は災害防止上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第8条に規定する禁止行為をし、又は禁止行為をしようとしている者</p> <p>(2) 第9条の規定により許可を受けるべき行為を許可を受けないでしている者及び許可に付された条件に違反してそれらの行為をしている者</p> <p>(撤去命令)</p> <p>第12条 庁舎管理者又は室管理者は、次の各号のいずれかに該当する物件がある場合においては、その所有者若しくは占有者又は当該各号に掲げる行為をした者（以下「所有者等」という。）に対して、その撤去を命ずるものとする。</p> <p>(1) 第8条に規定する禁止行為に違反して持ち込まれた物件</p> <p>(2) 第9条第1項の規定による許可を受けないで、又は同条第6項の規定により付された条件に違反して掲示又は掲出されたポスター、看板、旗、幕その他これらに類する物件</p> <p>2 庁舎管理者又は室管理者は、前項各号に掲げる物件の所有者等が同項の命令に従わないとき若しくはその者が判明しないとき又は庁舎における秩序の維持、庁舎の適正な管理又は災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、自らこれを撤去することができる。</p>